

松江市告示第 347 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び同第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び同第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年9月17日

松江市長 上 定 昭 仁



1 介護保険事業所番号

3260190453

2 事業者の名称

医療法人社団 水澄み会

3 事業所の名称及び所在地

名 称 訪問看護ステーション アゼリア

所在地 島根県松江市寺町99-26

4 廃止届受理年月日

令和8年8月28日

5 事業廃止年月日

令和8年9月30日

6 サービスの種類

訪問看護、介護予防訪問看護